

児童福祉法第 56 条の規定による費用の徴収に関する規則
の一部改正についての趣旨

1 改正の趣旨

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の一部改正に伴う項ずれを考慮し、別表第 1 及び別表第 2 の引用箇所を改正するもの。

2 施行日

令和 7 年 10 月 1 日